

持ち家取得を容易にするため

越生町勤労者住宅資金貸付事業

対象 次の要件を全て満たす方

- ① 町内に居住または居住しようとする勤労者で、同一事業所に2年以上勤務している方
- ② 20歳以上50歳未満までの方
- ③ 収入は家族収入を含み返済しながら生活し得る方

資金の用途 町内に居住するための住宅の新築、購入、増改築、宅地(150㎡以上の面積を有する土地)の取得

のための資金

※投資を目的とするものは対象となりません。

融資内容

融資金利	融資期間	有担保 (抵当権)	
		有担保	無担保
変動金利制 (上限金利年 5.0%)	30年以内 (300万円 以内の融資 は15年以内)	10年以内	
固定金利制 (年1.800%)			

融資限度額	有担保 (抵当権)	
	有担保	無担保
700万円	300万円	

※有担保融資と無担保融資の重複利用はできません。

※金利は金融情勢に応じて変更することがあります。

※貸付には保証能力がある連帯保証人または(財)埼玉県労働者信用基金協会の保証が必要です。

問 産業観光課 観光商工担当

TEL 内線 148

地域経済の活性化と雇用の安定に寄与するため

越生町個人住宅等リフォーム補助事業

対象 町内に居住する者で、次の要件を全て満たす方

- ① 町の他の制度による補助を受けていない方(補助対象外の工事は対象)
- ② 町に住民登録している方
- ③ 町税の滞納のない方
- ④ 町税の滞納のない方

対象工事 町内の施工業者を利用して行う10万円以上の経費を要する工事で、補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了することができ、次に該当する工事

- マンション等の自己専有部分
- 店舗併用住宅等の住居部分
- 二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事

対象工事 町内の施工業者を利用して行う10万円以上の経費を要する工事で、補助金の交付決定後に着手し、当該年度の2月末日までに完了することができ、次に該当する工事

- 手すりの取付け工事・段差解消工事・滑りの防止工事
- 二重サッシにする工事・複数ガラスへの取替え工事

問 産業観光課 観光商工担当

TEL 内線 148

○ 外壁、天井または床の断熱材の施工工事

※補助を受けようとする工事について、町の他の制度による補助を受けることはできません。

補助金額 工事に要する経費の20%に相当する額で、限度額10万円

問 産業観光課 観光商工担当

TEL 内線 148

中小企業の振興と従業員の福祉の増進を目的に

越生町中小企業退職金共済掛金等助成制度

町では、中小企業退職金共済制度への加入を促進し、中小企業の振興と雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対して退職金共済掛金の一部を補助します。

対象 次の要件を満たす事業主

- ① 常時使用する従業員の数が50人(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは20人)以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方
- ② 納期の到来した町税を完納している方
- ③ 新たに退職金共済制度に加入した従業員を有し、共済契約を締結した日の属する日から契約期間内に掛金を納付した方
- ④ すでに退職金共済制度に加入している従業員を有し、引き続き契約期間内に掛金を納付した方

助成期間 補助金の交付が決定してから3年間(36か月)

補助率

退職金共済 加入従業員数	補助率	
	1人～5人	6人～10人
21人～50人	5%	10%
11人～20人	10%	15%
6人～10人	15%	20%

※従業員一人あたりの1月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度とします。
※補助金交付申請様式は町のホームページからダウンロードできます。

簡単管理 全額非課税 掛金助成

退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 退職金 共済制度

「中退共」で検索!

<http://chutaikyoo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

問 産業観光課 観光商工担当

TEL 内線 148

身体、知的、精神に障がいのある方の経済的な負担を軽くするために

身体障がい者等に対する軽自動車税の減免について

対象 次の①～③全てに該当する方（身体障がい者等1人につき1台）

① 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が所有する軽自動車（自家用）であること

② 身体障がい者等本人、または生計を一にする方が運転していること（世帯全員が身体障がい者等の場合、常時介護する方が運転していること）

③ 障がいの程度が下表1または2のいずれかにあてはまること

※車が身体障がい者等のための特殊構造で、専ら身体障がい者等の利用に供するための軽自動車も減免対象となります。

※自動車税（県税）の減免を受けた方は対象外となります（軽自動車税で減免を受けた方は、自動車税が対象外となります）。

申請方法 軽自動車税納税通知書（5月上旬送達）が届いたら、5月24日（水）までに税務課窓口で申込み

※申請は毎年行う必要があります。

持ち物 ○納税通知書

○障害者（または戦傷病者）手帳等

○運転者の運転免許証

○印鑑

○納税義務者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（代理人が申請する場合はコピーでも可）

※精神障害者保健福祉手帳を持参する方は、自立支援医療受給者証も持参してください。

問 税務課 課税担当
TEL 内線 134・135



1. 身体障がいおよび戦傷病

障がいの区分		減免の級別（障がいの程度）	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳 （身体障害者手帳の交付がない場合）
視覚	1級、3級、4級の1	1級、3級、4級の1	特別項症、第4項症
聴覚	2級、3級	2級、3級	特別項症、第4項症
平衡機能	3級	3級	特別項症、第4項症
音声機能または言語機能	3級	3級	特別項症、第2項症
上肢	1級、2級	（この頭が摘出された場合に限り） 1級、2級	（この頭が摘出された場合に限り） 特別項症、第3項症
下肢	1級、2級	1級、2級	特別項症、第3項症
体幹	1級、3級、5級	1級、3級、5級	特別項症、第6項症、 第1款症、第3款症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	1級、2級	1級、2級	特別項症、第3項症
心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能	1級、3級	1級、3級	特別項症、第3項症
ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能	1級、3級	1級、3級	特別項症、第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級、3級	1級、3級	特別項症、第3項症
肝臓機能	1級、3級	1級、3級	特別項症、第3項症

2. 知的障がいおよび精神障がい

知的障がい	療育手帳 A・A
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療療費受給者証等により、通院の事実が確認できる場合に限り）

※半身不随のような合併症の場合は、障がいの区分ごとに判断します。例えば障がいの名が「左上肢機能の身体障害6級」であっても、これを個別に判断すると上肢7級・下肢7級となる場合は減免対象外となります。

広告

『会話』がもっと楽に聞こえる

ラクちゃん

新型

補聴器

で毎日が楽しく！

坂戸市内で唯一の

認定補聴器技能者のいる店

※平成28年8月時点。認定補聴器技能者名簿より

イチカコ

坂戸市日の出町9-20

TEL 281-0107

駐車場は店裏側と商店会P



（車の送迎あり）TEL 下さい